

大崎市民病院登録医制度実施要綱

（目的）

第1条 大崎市民病院本院（以下「本院」という。）は、地域における第一線の医療機関であるかかりつけ医との連携、相互支援、機能分担を深めていくことにより、地域医療の充実及び発展を図り、日常生活圏において住民に必要な良質かつ適切な医療を提供するため、地域の医療機関を登録医として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

（登録医の申請及び登録）

第2条 本院の登録医になることを希望する医療機関は、大崎市民病院院長（以下「院長」という。）に「登録医・サポート医登録申請書（様式第1号）」を提出するものとする。

2 院長は、前項の登録申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認められる医療機関を登録するものとする。

3 院長は、承認をした医療機関に対し、遅延なく「登録医認定証（様式第2号）」を交付するとともに、院内に掲示するなど公表しなければならない。

（登録医登録内容の変更）

第3条 登録医は、前条第1項の申請内容に変更が生じた場合は、院長に「登録医・サポート医登録事項変更届出書（様式第3号）」を速やかに提出するものとする。

2 登録医が、登録医を辞退しようとするときには、院長に「登録医・サポート医辞退届出書（様式第4号）」を提出するものとする。

（サポート医の申請及び登録）

第4条 院長は、地域において専門医が不足するなど、連携がより必要とされる分野については、その連携を深めることを目的にサポート医を設けることができる。

2 登録医のうち、前項に規定するサポート医となることを希望する医療機関は、院長に「登録医・サポート医登録申請書（様式第1号）」を提出するものとする。

3 院長は、前項の登録申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認められる登録医をサポート医として登録するものとする。

4 院長は、承認をした医療機関に対し、遅延なく「サポート医認定証（様式第5号）」を交付するとともに、院内に掲示するなど公表しなければならない。

(サポート医登録内容の変更)

第 5 条 サポート医は、前条第 2 項の申請内容に変更が生じた場合は、院長に「登録医・サポート医登録事項変更届出書（様式第 3 号）」を速やかに提出するものとする。

2 サポート医が、サポート医を辞退しようとするときには、院長に「登録医・サポート医辞退届出書（様式第 4 号）」を提出するものとする。

(登録の期間)

第 6 条 登録医及びサポート医（以下「登録医等」という。）の登録有効期間は認定日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 期間満了の 1 ヶ月前までに第 3 条第 2 項及び前条第 2 項の届出がない場合には、有効期間を 1 年延長するものとする。

(登録の取り消し)

第 7 条 院長は、登録医等の申請内容に虚偽がある場合や医療機関が閉院したと認められる場合は、登録を取り消すことができる。

(登録医等の活動範囲)

第 8 条 登録医等は本院担当医師と共同診療を行うことができる他、共同利用施設・設備を利用することができる。

2 登録医等が参加できる共同利用施設・設備は別に定める。

(登録医等の遵守事項)

第 9 条 登録医等は本院において活動する際は、本院の諸規程及び下記事項を遵守しなければならない。

(1) 共同利用施設・設備を利用する際は、予め本院担当医師及び地域医療連携室と事前調整を行うものとする。

(2) 身分証明として、本院が準備する登録医証を着用するものとする。

2 登録医等は本院外において登録医等として活動する際も原則として、前項の規定に従うものとする。

(利用時間)

第 10 条 施設等の共同利用することができる時間は、次に掲げる日を除いた日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、院長が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（事故の対応）

第 11 条 共同利用時に生じた事故等については，病院の諸規程に基づき対応する。

（補足）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか，運営に関し必要な事項は院長と登録医等が協議のうえ定めるものとする。

附則

この要綱は，平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は，平成 24 年 5 月 8 日から施行する。

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。